ひょうご人権ジャーナル

きずな

KIZUNA

2023年
令和5年
7・8
月号

人権クエスチョンvol.2

気付いてる？ SNSに潜む危険

01 SNSとの付き合い方 …… 2
正木大貴さん（京都女子大学 教授）

02 インターネットによる人権侵害 …… 3
高史明さん（東洋大学 准教授）

03 心のバリアフリー …… 4
野田詠氏さん（NPO法人チェンジングライフ 理事長）

04 兵庫県の取組
兵庫県再犯防止の推進 …… 5

05 部落差別（同和問題）の
経緯と解消に向けた取組 …… 6・7
兵庫県県民生活部総務課人権推進室

06 誰もが安心して暮らすことのできるまちづくり …… 8
NPO法人暮らしづくりネットワーク北芝

【人権啓発情報】
兵庫県人権啓発協会の
部落差別解消に向けた取組 …… 9

連載「国際社会と人権（2）
なぜ国際社会に目を向けるのか」 …… 10
望月康恵さん（関西学院大学 教授）

ふれあいサロン …… 11

情報ぷらざ …… 12

ひろげよう こころのネットワーク

兵庫県・（公財）兵庫県人権啓発協会
兵庫県マスコットはばタン

＃人とのつながり　＃ひとりの時間　＃新しい人間関係

01

SNSとの付き合い方

話してくれたのはこの方！

京都女子大学 現代社会学部
現代社会学科 教授
正木（まさき） 大貴（だいき）さん

京都女子大学現代社会学部教授。博士（医学）。臨床心理士。公認心理師。京都大学卒業後、京都教育大学大学院修了、京都府立医科大学大学院精神機能病態学単位取得後満期退学。京都府立医科大学精神医学教室助教、京都文教大学専任講師を経て、現職に至る。

SNSと人間関係

私たちは今、当たり前のように携帯やパソコンを利用し、ネットの世界と切っても切り離せない社会のなかで生きています。固定電話から携帯へという**通信メディアの変化は、人と人とのコミュニケーションのありようも変えた**と言ってもいいでしょう。なかでも、SNSを利用することで世界中の人たちに自分の意見や表現を伝えることが可能になりました。また同時に会ったことのない見知らぬ人からの反応を受け取ることもできるようになりました。いつどこにいても、誰とでもつながることができるようになり、人間関係の範囲も格段に広がり、**人とのつながりを構築する方法も様変わりした**わけです。

SNSの負の側面

SNSが老若男女を問わずこれほど多くの人に利用されている今、SNSにまつわる困りごとは若者だけのものではありません。ほど良い距離感でうまくSNSと関わりを持つことができればいいのですが、どうしてもSNSから離れられなくなってしまう人もいます。そういう人は周囲との実際の人間関係にも疲れてしまっている人が多いようです。それは**SNS上の人間関係と実際の人間関係が深くつながっており、良くも悪くも影響を与えている**からです。そして場合によっては、**思わぬところから誹謗中傷に晒されてしまう**ということもあるのです。

SNSとの付き合い方

言うまでもなく、SNSは私たちの人間関係の可能性を広げたという意味でポジティブな側面を持っています。ネットでつながっている人間関係が面倒だからと言ってそれをすべて切り離すことができない現状もあります。そうであれば、SNSとの付き合い方について忘れてはならないことは、**やはり友人と共有する時間（SNS上でつながっている時間や実際に対面で会っている時間など）とひとりでいられる時間を区別して両方を確保しておくこと**なのかもしれません。友人関係に振り回され、SNSにとらわれてしまう人は、その両方の時間が互いに互いを削りあっているとも言えるのではないでしょうか。**SNSを使って友人といっしょに今この瞬間しか味わえない楽しみを共有するのも貴重な時間ですし、SNSを使わずにひとりで自分だけの楽しみに没頭するのも大切な時間の過ごし方**と言えるのではないでしょうか。

information

子どもがインターネットに触れる際のルールを作りましょう

Point 1　ネットトラブルについて知りましょう
SNSでの仲間はずれや個人情報の写った写真や動画の拡散など、まずはどんなリスクが潜んでいるかを考えよう

Point 2　「ネットルール」を親子でつくりましょう
親子で意見を出し合い、スマホやパソコンの利用にあたって子どもが守れるルールをつくろう

Point 3　フィルタリングを利用しましょう
一定の条件によって、受信するかどうかを判断し、有害情報をブロックするフィルタリング機能を活用しよう

ネットの危険から子どもを守るために
保護者に知っていただきたい3つのポイント
兵庫県教育委員会

02

インターネットによる人権侵害

話してくれたのはこの方！

東洋大学 社会学部
社会心理学科 准教授
高 史明（たか ふみあき）さん

社会心理学者。博士（心理学）。東京大学大学院人文社会系研究科博士課程、神奈川大学人間科学部非常勤講師などを経て、東洋大学社会学部准教授。専門は、特にインターネット時代における偏見や差別。代表作『レイシズムを解剖する――在日コリアンへの偏見とインターネット』（勁草書房、2015年）。

軽い気持ちでの行動が招く人権侵害

インターネット上で多くのユーザーから性的な誹謗中傷を受けた女性ジャーナリストが、Twitter上でのそうした侮辱的な投稿に対してある政治家が繰り返し行った「いいね」が自身への名誉棄損に当たるとして提起した訴訟で、社会調査支援機構チキラボの荻上チキ所長とともに原告側の意見書を執筆しました。意見書の執筆にあたりオンライン調査を実施し、Twitter上の「いいね」は一般的に賛意を示すものと解される（本人の意図はともかくとして、それを目にした第三者は賛意と受け止めることが多い）こと、誰かがつけた「いいね」はしばしば他のユーザーの目にも触れていることなどを確認し、被告の行為が原告の名誉を傷つけるものであったことを論証しました。

地裁判決では原告の請求が認められませんでしたが、高裁判決では、被告の他の言動に照らして「いいね」は原告への権利侵害に当たると認定したうえで、被告のフォロワー数や地位に起因する社会的影響を考慮し、55万円を支払うよう被告に命じました。「いいね」のように、**物理的な動作としては指をほんの少し動かすだけの行為であっても、それによって他人の権利を侵害した場合には、法的責任を問われることもある**ということです。ただ「いいね」をしただけだ、ではすまないのです。

便利だからこそ慎重に

「いいね」に比べると、**「リツイート」や「シェア」といった行為が権利侵害に当たると認定されるリスクは、より高い**です。これらは、「少し特殊なやり方で行う再投稿（拡散）」に過ぎないからです。投稿内容に対する批判的な論評を加えて再投稿するといった行為ならまだしも、内容に対する適切な注意を喚起することなく行われた**単なる「拡散」の場合は、言ってみれば誹謗中傷が書かれたビラをコピーして自ら配布するようなもの**ですから、責任を問われるのは当然でしょう。

インターネットの普及により、他人の権利を侵害することは著しく容易になりました。**24時間いつでも、どこでも（自宅のベッドやお風呂の中でさえ）、ほんの少しの動作で、誰かを傷つけることができてしまいます**。そうした危険な道具とほとんど常に一緒にあることに、自覚的でありたいものです。

information

社会調査支援機構チキラボとは

目的：社会調査を実施し、私たちの暮らす環境や構造がもたらす問題を明らかにした上で、発信し、議論を起こし、持続的な社会問題解決に取り組むこと。

所長：荻上チキ　1981年兵庫県生まれ。評論家。NPO法人ストップいじめ！ナビ代表理事。ラジオ番組『荻上チキ・Session』（TBSラジオ）メインパーソナリティ。著書に『いじめを生む教室』（PHP新書）、『みらいめがね』（暮しの手帖社）など多数

Webサイト
https://www.sra-chiki-lab.com/

＃青少年の更生　＃子どもの未来　＃社会で見守る

03

心のバリアフリー

NPO法人
チェンジングライフ
野田（のだ） 泳氏（えいじ）さん

NPO法人チェンジングライフ理事長。00年生駒聖書学院卒業後、アドラムキリスト教会牧師となる。司法から児童福祉領域において、青少年の自立支援に取り組む。16年より法務省播磨学園教誨師。20年第5回賀川豊彦賞（奨励賞）受賞。大阪府薬物乱用防止指導員。著書に「私を代わりに刑務所に入れてください。」（いのちのことば社）がある。

Q NPO法人チェンジングライフはどのような活動をしていますか

A 主に**少年院や少年刑務所を出た青少年の「居場所」と「出番」を創出・確保する活動**をしています。具体的には、地域で点在して法人で借り上げているアパートにて受入、「相（S）談支援」、「自炊（S）支援」、「就（S）労支援」のスリーエスの支援に重きを置いてサポートしています。また、虐待等の深い痛みを抱えた高校生年齢の子どもの自立を応援する「自立援助ホーム」を運営し、**未来ある子ども・若者の持つ潜在可能性を引き出すサポート**をしています。

Q 少年犯罪の現状についてどのように考えていますか

A 少年院に収容される少年の数が劇的に減り、少年犯罪の件数も減っています。平成15年に16万人だった刑法犯検挙少年は、令和3年には1万4,818人。ピーク時より、18年連続の減少となっています。しかしながら、**非行が減っているにも関わらず、子どもを取り巻く環境は、昔より、生きづらくなっている**ような気がしています。ネットの普及や「SNSによる犯罪（闇バイト）」に巻き込まれる等、**地域社会の見守りの目の強化、ネットの有害環境対策教育やいのちの尊厳等、教育、啓発をより充実させる必要性**を痛感しています。

Q 刑を終えた人の人権についてどのように考えていますか

A 事件や犯罪の内容によって、私たちが感情的に人権を認められなくなってしまいそうになりますが、**刑を終えた人も同じ社会の一員**です。誰かが言いました。「幸せだと感じている人に凶悪な犯罪は出来ない。」刑を終えた人を孤立させるのでなく、**新たな被害を減らすためにも、生き直しの機会を与えることは、優しい社会に繋がる**と思います。

Q 更生を支えるために必要なこと、大切にしていることは何ですか

A 私たちにとって更生のサポートは、**加害者を甘やかすことでなく、壁にぶち当たった時、犯罪性のある人に相談することを止め、自分で汗をかいて、犯罪性のない周りの人たちに相談しながら、自立して生きること**です。たくさんの非行少年が犯罪から離脱し、働いて必要とされる喜びを見出して、納税者となって社会の一員となっていくのを見て来ました。被害も加害も減らすために「**生き直しを見守れる社会**」であってほしいです。

Q 今後取り組んでいきたいことはありますか

A 負の世代間連鎖がストップし、幸いの連鎖が生み出されるホームとして子ども・若者と一緒に成長していきたいです。そして、虐待や問題行動のあった子どもたちが、今度は人のお世話を出来る人に育てて行く、そんな当事者支援のサイクルを確立し、志のある協力者との協働により、**子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されない社会づくり**の一端を担う団体となることです。

Q 県民の皆様（読者）へメッセージをお願いします

A 私自身、十代の頃、道を誤ってしまいました。少年院出院後、神戸市で住込み就労をしました。教会に通いながら、仕事をし、**保護司さんや教会の人たち、地域の人たちに見守られたことが現在の働きに繋がっています**。現在は兵庫県の少年院の教誨師（きょうかいし）※としても活動させていただいており、兵庫県はゆかりのある親しみ感じる地域です。今回の記事を読んでくださり、ありがとうございました。

※刑務所等の矯正施設において、服役中の囚人に対して、過ちを悔い改め徳性を養うための道を説く者。

04 兵庫県の再犯防止対策の推進

近年犯罪の発生件数は大きく減少している一方、刑法犯の検挙人員に占める再犯者の割合（再犯者率）が年々上昇しています。安全安心な社会を築くためには、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となっています。

兵庫県は、何かのきっかけで犯罪や非行をした人が、社会でもう一度やり直したいと思い、懸命に立ち直りに励む時に、社会から排除、孤立させるのではなく、再び地域に受け入れ、社会の責任ある一員となるよう支え、見守る、誰もがやり直すチャンスを得られる地域でありたいと考えています。そのことがひいては犯罪や非行のない地域の安全安心を高めることにも繋がります。またこれらの取組みは、誰もが安心して暮らせるまちづくりの枠組みをさらに豊かにする取組みであるとも言えます。このような考えを踏まえ、再犯防止の推進については、地域安全まちづくりの一環として位置づけ、更生支援と再犯防止施策に取り組んでいきます。

兵庫県警が検挙した刑法犯検挙人員中の再犯者数及び再犯者率の推移

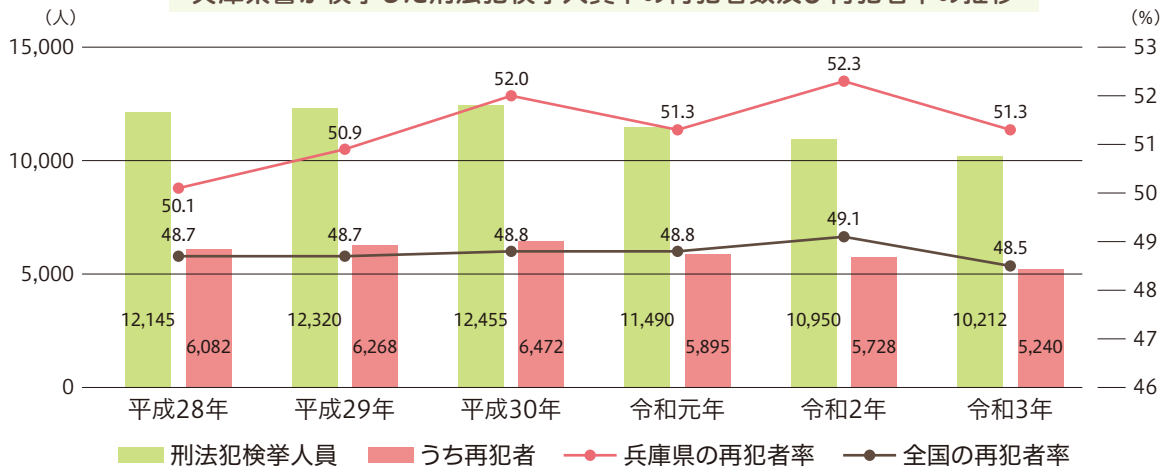

出典：第2回兵庫県再犯防止推進計画検討委員会資料

再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）

平成28年12月、「再犯の防止等の推進に関する法律」（再犯防止推進法）が公布・施行されました。

皆様が安全で安心して暮らせる社会を実現するため、再犯防止推進法においては、国及び地方公共団体の責務を明示するとともに、対策の基本事項を掲げ、再犯防止対策を総合的かつ計画的に推進することが定められています。

協力雇用主の募集について

協力雇用主とは、犯罪や非行の前歴があることで定職に就けない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、彼らの立ち直りに協力する民間の事業主の方々です。現在、全国に約24,000、兵庫県内には800を超える協力雇用主がいらっしゃいます。協力雇用主は、国や県から様々なサポートを受けることができますので、ぜひ登録をご検討ください。

特定非営利活動法人兵庫県就労支援事業者機構

〒651-0093
兵庫県神戸市中央区二宮町4-7-6 NSビル3階
☎078-855-6252（平日10時～16時）

※特定非営利活動法人兵庫県就労支援事業者機構は、国・兵庫県からの委託を受けて、協力雇用主の拡大や事業主支援、刑務所出所者等　の職場定着支援に係る取組を行っています。

〈兵庫県人権啓発情報〉

05 部落差別（同和問題）の経緯と解消に向けた取組

ー兵庫県県民生活部総務課人権推進室ー

兵庫県では、部落差別の解消に向けた啓発ポスター・パネル・リーフレットを作成し、ホームページに掲載していますのでご活用下さい。

部落差別（同和問題）とは

部落差別（同和問題）とは、同和地区・被差別部落などと呼ばれる地域の出身であることやそこに居住していることで、結婚・就職差別や、日常生活の中で差別を受けるなど日本固有の人権問題です。日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、長い間、衣食住にわたる厳しい規制や差別を受けていましたが、1871（明治4）年に発布された、いわゆる「解放令」により身分制度は廃止されました。しかし現実には差別は無くならず、国民の一部が経済・社会・文化的に低い状態におかれる状況が長く続きました。

同和対策の経緯

戦後、日本国憲法が施行され「基本的人権の尊重」「法の下の平等」の理念が浸透する一方、経済成長による地域内外の格差が拡大したことなどから、この問題の解決を求める声が高まりました。1965（昭和40）年に同和対策審議会答申で、同和問題の解決は「国の責務であり、同時に国民的課題」として、生活環境の整備や福祉、教育、人権擁護など総合的な対策が取られるべきと提言され、この答申を受けて、1969（昭和44）年に「同和対策事業特別措置法」が施行されました。以降、国と地方公共団体が一体となって特別対策に取り組んだ結果、住環境を中心に格差は大きく改善され、2002（平成14）年3月に特別対策は終了し、一般対策の中で取り組んでいくこととされました。

部落差別解消推進法の施行

2016（平成28）年12月16日に、「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が施行されました。同法は、現在もなお部落差別が存在すること、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別は許されないものであるとの認識の下、国及び地方公共団体が協力して、部落差別の解消に向け、地域の実情に応じた部落差別の解消に関する施策に一層取り組み、相談体制の充実、教育・啓発等を実施して、部落差別のない社会を実現することを目的としています。

兵庫県の取組

兵庫県では市町とともに、部落差別（同和問題）をはじめあらゆる差別のない共生社会の実現をめざして「人権文化をすすめる県民運動」を推進しています。部落差別（同和問題）への正しい認識と理解を深めるための教育・啓発を隣保館等関係機関と連携して取り組むとともに、身元調査を未然に防ぐため、第三者が戸籍謄本等を取得した時に市町が本人に知らせる「本人通知制度」の普及を支援しています。さらに、インターネットによる人権侵害については、その相談に応じるとともに、部落差別（同和問題）等に係る悪質な書込みをモニタリングする「インターネット・モニタリング事業」を実施しており、差別を助長する重大な書込み事案に対しては法務局や掲示版管理者に削除を要請するなど、適切な対応を図っています。同事業に取り組む市町も年々増加しており、県と市町が協力して悪質な書込みの抑止を図っています。また、令和4年度からインターネット上の誹謗中傷等に関して弁護士による無料相談窓口を開設するとともに、令和5年度から弁護士等によるサポートチームが解決に向けた対応（プロバイダ等への削除依頼のアドバイス、法的手続のご説明など）を行っています。

部落差別の解消を阻む様々な事例

インターネットの悪用などによる差別表現

近年、インターネット上で、不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で特定の地域を同和地区であると指摘する事案や同和地区を記載しているとする書籍を販売しようとするなどの悪質な行為が発生しています。これらは、ネットの匿名性を悪用して、誤った認識や差別意識を助長する、表現の自由を逸脱した許されない行為です。

身元調査・土地差別問題等

過去に、行政書士や司法書士等による全国規模の戸籍謄本等不正取得事件がありました。身元調査は、結婚・就職差別につながる行為で、厳正な対応が必要です。また、同和地区の所在地を自治体等へ問い合わせる行為はいまだにあり、このことは偏見や差別意識が根強く残っていることの現れです。さらに、同和問題を口実に高額な書籍を売りつけたり、寄付金を強要したりするなどの「えせ同和行為」も依然として発生しており、不当な要求には毅然とした態度をとることが必要です。

人権擁護に関する世論調査 ～部落差別・同和問題について～

内閣府から、令和4年8月～9月に実施した「人権擁護に関する世論調査」の結果が11月に公表されました。調査内容の「個別の人権課題に関する意識について」の内の「部落差別・同和問題に関する人権問題」の一部を掲載します。学校の授業で教わった人は27.8%となっていますので、残りの約7割の人に正確な情報を伝えていく必要があります。

❶ 部落差別・同和問題を知ったきっかけ

あなたが、部落差別・同和問題について、初めて知ったきっかけは何ですか

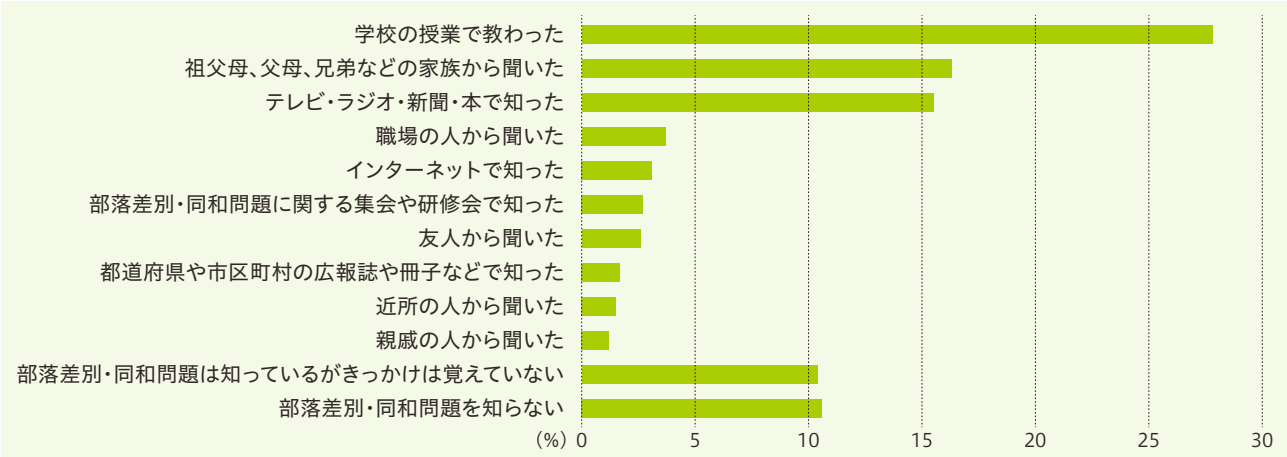

調査時期：令和4年8月～9月　調査方法：郵送法（配布:郵送、回収:郵送又はインターネット回答）
調査方法：全国 18 歳以上の日本国籍を有する者 3,000 人　有効回収数1,556 人（有効回収率51.9%）

❷ 部落差別・同和問題に関する人権問題

部落差別・同和問題に関し、体験したことや、身の回りで見聞きしたことで、人権問題だと思ったことはどのようなことですか

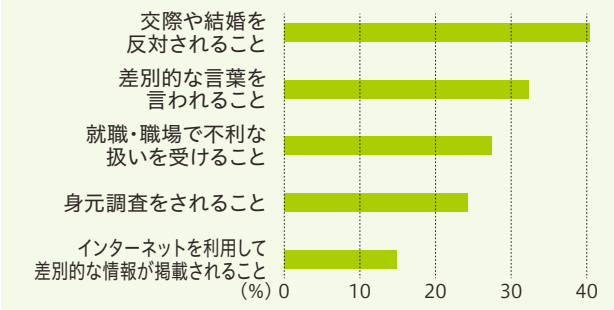

部落差別・同和問題を「知っている」及び「その他」とする者（1,364人）
複数回答・上位5項目

❸ 部落差別・同和問題が存在する理由

現在もなお、部落差別・同和問題が存在するのは、どのような理由からだと思いますか

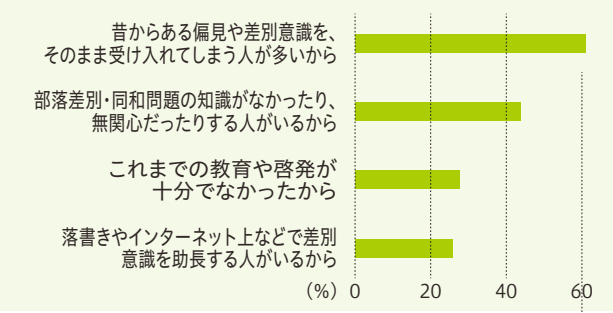

部落差別・同和問題を「知っている」及び「その他」とする者（1,364人）
複数回答・上位4項目

「令和4年度人権擁護に関する世論調査」（内閣府）（https://survey.gov-online.go.jp/r04/r04-jinken/index.html）を加工して作成。
詳しくは内閣府のホームページをご参照ください。　※図表の数値（%）はすべて小数点以下第2位を四捨五入して表示した。

＃部落問題　＃垣根を超えたコミュニティづくり

06

誰もが安心して暮らすことのできるまちづくり

NPO法人 暮らしづくりネットワーク北芝

大阪府箕面市萱野2-11-4（芝樂）　☎ 072-720-6630（らいとぴあ21内）
URL　http://www.kitashiba.org/　✉ kurashizukuri@hcn.zaq.ne.jp

Q 暮らしづくりネットワーク北芝を始めたきっかけを教えてください。

A 北芝地域では1960年代末から差別からの解放を目指す運動に取り組んできました。しかし、90年代から地域のことを**同和対策事業だけに頼るのではなく「自分たちのまちは自分たちでつくる」という住民自治型の活動展開へ**と舵が切られます。95年に起きた阪神淡路大震災での復興支援の中で、市民活動が活発化したことにも大きな影響を受けました。90年代後半には、地域の中の“つぶやき”（ニーズ）や思いが広がり、配食事業や福祉就労事業、また文化面では和太鼓チームが発足します。こうした経験から、**地域に関わる一人ひとりの思いやアイデアを形にしたい**と2001年に暮らしづくりネットワーク北芝を立ち上げました。

Q 現在はどのような活動をしていますか？

A 隣保館「らいとぴあ21」の指定管理業務を受け、コミュニティ活動や総合生活相談や子どもや若者の居場所事業、しごとづくりなど多面的な事業を展開しています。子どもたちの社会体験や地域活動とのつながりを促す「地域通貨まーぶ」も発行しています。

Q 地域にはどのような課題がありますか？

A これまでの運動や活動の成果により、**地域の生活基盤や教育の充実、拠点整備などハード面、ソフト面を含めたさまざまな地域資源の充実が図られてきました。**ただ地域の課題としてはいまだなくならない部落差別の問題や高齢化、また差別が及ぼす影響による実態的な課題（貧困、低学力、就労不安定、福祉サービスへのアクセスのしづらさ等）は残っています。一方で北芝を含む周辺地域は新駅延伸など都市化が進み、今後周辺地域を含めると新規流入者が増加傾向にある中で、どのようなコミュニティをつくっていけるのかが問われています。

Q 部落差別（同和問題）に対してどのような取り組みをおこなっていますか？

A 教育面では市内の小中学校や府内高等学校での人権研修や授業づくりを通して、**子どもたちや先生たちとともに学ぶ機会をつくっています。**隣保館の相談事業などでは、地域の人だけでなく地域を離れて暮らす方も、何かあれば相談できる関係性を築くことも大切です。また地域で運営するコミュニティスペース「芝樂（しばらく）」には総菜屋や雑貨店、子どもたちが集まる駄菓子屋などがあります。“であいの装置”としての拠点で、生活に根差した活動やイベントなどを通じて**地域内外さまざまなであいを創出し、部落差別の“境界線”を下げる**ことが大事だと感じています。

Q 部落差別への周囲の理解について

A 昔と比べると若い世代や地域出身ではない人々も含め、地域との多様な関わりは増えました。地域がスローガンにしていた**「であい・つながり・げんき」が実践として実になってきた**と感じます。一方で、部落問題に対しての考えや思いは十人十色です。北芝のように部落差別という背景をオープンにして差別からの解放を目指す方向性に異を唱える方もいます。そういった声も含めて**一緒にあり方を考えていくことが大事**だと感じます。

この春、京都にある芸大を卒業した若者は、子ども時代を北芝で過ごす中で見えた景色と、大学生になって知った部落問題の課題とのギャップに驚き、自身の卒業制作に部落問題をテーマとして選び、1年間かけて北芝をフィールドに様々なワークショップなどを展開しました。これらをまとめた彼女の作品は大学で学長賞を受賞したのですが、現在20歳前後の若者たちがたくさんの人と出会い、自分たちの視点から部落問題を自由かつ独自に表現しているのを見て、これからの部落問題、解放運動のあり方にヒントや刺激をもらえました。**地域の垣根、世代やテーマの垣根を越えて、こんな話をもっとできる機会をつくっていきたい**ですね。

人権啓発ビデオ紹介「あなたに伝えたいこと」

テーマ　インターネット時代における同和問題

1分で分かる作品紹介

主人公の真央は、自分自身の結婚話を発端に、恋人や友人、家族などとの関わりから、同和問題が身近な問題であることを知ります。そして、ネット上の情報に左右されることなく人とふれあい、お互いを正しく知ることが、同和問題やすべての差別をなくしていくために重要であることを明るい希望とともに伝えます。

同和問題は地域改善対策の結果、生活環境などハード面の改善は進んだものの、結婚差別や身元調査など、意識の面では依然として課題が残されています。インターネットには、利便性とともに差別的な書き込みやネット依存など陰の部分もあります。**インターネットの持つ危険性に、私たちがどのように向き合っていけばよいかを問い直す内容**となっています。

出演者／崔岡萌希、根岸季衣、高田敏江、中村育二など
36分／2014（H.26）／DVD
平成27年度人権啓発資料法務大臣表彰映像作品部優秀賞
映文連アワード部門優秀賞
文部科学省選定作品

購入連絡先

東映株式会社　教育映像部営業推進室
☎03-3535-3631
※公益財団法人兵庫県人権啓発協会では、人権啓発に関する教材ビデオについて貸出しております。

information

人権相談専用の電話番号（☎078-891-7877）を開設しています

専任の人権相談員を配置し、平日9時から17時の間に県民からの来館相談、電話やメール等による人権相談に応じています。家庭や職場などでの悩み、人権侵害への対応の相談が寄せられています。また、インターネット上の誹謗中傷や差別等について毎週木曜15時～17時には弁護士による無料相談窓口を開設し、県民の皆様にご利用いただいております。

当協会は、今後も県市町と一層の連携を図り、関係機関・団体とのネットワークを充実させながら、県民の皆様とともに、「人権文化豊かな兵庫」への実現に向けて取り組んでいきます。

（公財）兵庫県人権啓発協会（のじぎく会館内）
神戸市中央区山本通4-22-15
☎078-242-5355　FAX078-242-5360
http://www.hyogo-jinken.or.jp/

連載

人権について グローバルに考える

国際社会と人権 Vol.02

現在、理解がますます求められる「人権」について、国際機構論を専門とする望月先生と考えてみましょう。

今回のテーマ

なぜ国際社会に目を向けるのか

関西学院大学法学部 教授　望月（もちづき） 康恵（やすえ）さん

関西学院大学法学部教授、前人権教育研究室室長。専門は国際法・国際機構論。著書に『新国際人権入門―SDGs時代における展開』（共著）、『移行期正義―国際社会における正義の追及』（単著）など。

日本国憲法には、法の下の平等をはじめとする様々な人権が規定されています。それではなぜ、人権に関連する条約を締結し、国連での人権の議論や国際社会の動向に注意を払うのでしょうか。国際社会に目を向ける三つの理由を挙げたいと思います。

第一に、**社会の変化により人権の課題も変化している**からです。インターネットの普及は、新しい人権問題を生み出しました。仮想空間においても表現の自由が主張される一方で、個人のプライバシーをどのように保護するのか問題になります。今日では、ネット上の検索結果に示される個人情報を削除してもらう「忘れられる権利」が確認されています。

第二に、**社会の変化は人権の考えに影響を与えてきた**からです。かつて子どもは労働の担い手として捉えられていました。現在では、子どもにも権利があること、子ども特有の権利として、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利が、子どもの権利条約で確認されています。また家庭内の出来事は、外部が介入すべきでない私的な事柄と考えられていました。今では、家庭での子どもに対する虐待に公権力が介入し、子どもを保護する仕組みが作られています。

第三に、**人権の課題は社会に共通する特徴をもっている**からです。たとえば「女性に対する暴力」が紛争の手段として戦略的に用いられることが明らかになりました。この「女性に対する暴力」への対処は、あらゆる社会における喫緊の課題です。

これまで述べた人権問題は、日本国憲法の制定時には想定されていませんでした。社会の進展により新しい人権の課題が生じ、それに対応していくことが求められます。**国際社会での人権の動向を知ることは、人類共通の課題として人権を理解し、またそれぞれの国での取り組みを知る機会となる**のです。国際社会に目を向けることは、日本の人権状況についても確認し、具体的な措置を考えまた講じていくきっかけになっています。

気になる用語をCheck

忘れられる権利

インターネット社会における、プライバシー保護のための新しい権利の概念。記録に残すべき条件を持たない過去の個人にまつわる情報は、記録から削除するよう要求できることを保証するもの。表現の自由や知る権利といった既存の権利とのバランスが議論されている。

知ってる？ きずなのきっかけ

令和5年度人権啓発映画

“658km、陽子の旅”

1度つまずき、失敗・挫折にとらわれたとしても新たな出会いが自分を変える

あらすじ　人を避け、引きこもり生活をしている陽子のもとに従兄がたずねて来ます。家族の反対を押し切って上京して以来、20年間会っていない父が急死したというのです。葬儀に参列するため、陽子は従兄の家族と車に同乗しますが、ひょんなことから途中のSAに置き去りにされ、やむを得ずヒッチハイクで青森を目指すことになります。

陽子は42歳、気づけば周囲の人々はそれぞれの人生を築いています。努力せずに逃げてきた自分には何もないと考えたとき、まともに人と話すことも出来なくなりました。そんな彼女の頑なな心が、ヒッチハイクで色々な人に接するうちに変わっていきます。

いまの社会では、一度つまずいた人が失った機会を挽回することは難しい。しかし、人の価値は、夢や成功が決めるのではない。失敗し、挫折しても、自分を待っている人は必ずいるのです。

監督／熊切 和嘉　2022年／日本／113分／2023年7月28日からシネ・リーブル神戸で公開

●お問い合わせ
☎078（334）2126

©2022「658km、陽子の旅」製作委員会

ふれあいサロン

とても便利な
投稿&クロスワードで
オリジナルクリアファイルを
プレゼント！

問 アルファベットを順番に並べると、何という言葉になるでしょう？

1	2	3 C		4	5	6 K
	7 D		8		9 F	
10			11	12 H		
		13	A			
14	15	E			16	
17	G		18	19	J	
20 I				21 B		

たてのカギ

② 胃の中で食べ物を殺菌し消化します
③ ことわざ「出る____は打たれる」
⑤ 空っぽでむなしい様子。____な目
⑥ ４年に１度あります
⑧ その季節ならではのもの。夏の____は風鈴や花火など
⑩ 古紙をリサイクルしてできる紙
⑫ 針に通して裁縫します
⑬ ことわざ「____に耳あり障子に目あり」
⑮ 政治家がよく____の意を表明します
⑯ 放送____　郵便____　水道____
⑲ 切り通してわからないふり

よこのカギ

① 五七五の中に季語を入れます
④ 風と雨
⑦ お金を入れます
⑨ 一万年生きると言われる鳥
⑩ １、２の次は
⑪ 名古屋などでお土産に買える和菓子
⑬ ことわざ「勝って____の緒を締めよ」
⑭ 女とか男とか。これによる差別もなくしていきたい
⑯ 将棋や囲碁のプロ
⑰ 足が１０本ある海の生き物
⑱ 図書館でお仕事をします
⑳ 新郎と結婚しました
㉑ 砂漠で人を乗せる動物

5・6月号の答え　ダンジョドウケン

読者からのお便り 5・6月号を読んで

ネットいじめの加害者にならないために、法律を教えることは有効的です。また、ネットいじめにあった場合の対処方法について、知らないことが多かったので、子どもたちに伝えていこうと思います。（赤穂市　兄ちゃんさん）

現在、インターネット上における人権侵害、誹謗中傷・差別的事象が課題となっています。職場や学校でのいじめなどは言うまでもなく外国人や性的少数者への人権侵害等の人権問題が増加している現在、一人ひとりが真剣に考え取り組むことの大切さを認識すべきです。（小野市　銭形平次パート3さん）

「読者からのお便り」の投稿掲載者（令和5年9・10月号）とクロスワードの正解者（抽選で10名）とに、「オリジナルクリアファイル」をプレゼント。本誌「きずな」へのご意見やご感想、人々とのふれあいを通した心温まるエピソードなどを募集しています。どしどしご投稿、ご応募ください。
※投稿掲載時はペンネームの使用も可能です。※当選者の発表は、賞品の発送をもって代えさせていただきます。

応募方法
はがき、FAX、Eメールで受け付け。クロスワードの答え、郵便番号・住所、名前（ペンネームを使用の場合も要併記）、電話番号、年齢、職業、本誌へのご意見・ご感想を明記の上、ご応募ください。

締め切り　令和5年8月18日（金）必着

応募先
〒650-0003　神戸市中央区山本通4丁目22番15号　県立のじぎく会館内
（公財）兵庫県人権啓発協会　「きずな」ふれあいサロン係
TEL：078（242）5355／FAX：078（242）5360
Eメール：info@hyogo-jinken.or.jp
＊応募者および投稿者の個人情報は管理を適切に行い、誌面づくり以外の目的には利用いたしません。

情報ぷらざ

どなたでも
お問合わせください
EVENT GUIDE

8/26(土)

「人権文化をすすめる県民運動〈推進強調月間8月1日～31日〉」

ひょうご・ヒューマンフェスティバル2023 in あしや

同時開催 芦屋市 日々の生活と人権を考える集い 2023

音楽やステージなどのイベントを楽しみながら「人権」について一緒に考えてみましょう。

テーマ ひろげよう こころのネットワーク

日時 令和5年 **8月26日(土)**
10時25分～15時30分
(開場10:00)

入場無料

場所 芦屋市民センター
(芦屋市業平町8-24)

問い合わせ (公財)兵庫県人権啓発協会
☎ 078-242-5355

※災害など不測の事態が発生した場合は、
内容を変更・中止することがあります

プログラム

● **オープニングアクト**
県立芦屋高等学校書道部
「揮毫」パフォーマンス、
芦屋市立山手中学校吹奏楽部演奏

● **人権講演会**

蓮池薫さん

蓮池薫
新潟産業大学経済学部
特任教授・拉致被害者
演題 夢と絆～「北」での
二十四年間、そして“今”～

● **新ひょうご人権大使**
「小林祐梨子」(元陸上選手)
～ふれあいトーク・ステージ～

● **ファミリーふれあいイベント**
「SDGsについて楽しく学ぼう
らんま先生eco実験パフォーマンス」
らんま先生(eco実験パフォーマー)

● **人権ユニバーサル事業**
パラスポーツ体験、子ども多文化共生教育フォーラム、
子ども多文化共生イベント 等

※その他のイベント情報は、当協会ホームページ「研修会・イベント情報」をご覧ください

INFORMATION

「HYOGO人権啓発動画コンテスト」作品募集中

インターネットによる誹謗中傷・個人情報流出などの被害を防ぐために、皆さんの考えた動画で、インターネットによる人権侵害の防止についてわかりやすく伝えてみませんか。

応募資格 兵庫県内に在住、在学の中学生、高校生、大学生及び専門学校生等

作品規格等 ●15～30秒以内の動画 ●実写、アニメ、CG不問 詳細については、協会ホームページをご覧になるか、お電話でお尋ねください。

応募方法 「応募票」を添えて、CD-RもしくはDVD-Rを郵送または持参

応募期間 令和5年7月3日(月)～10月13日(金)

応募先 〒650-0003
神戸市中央区山本通4-22-15
のじぎく会館内
(公財)兵庫県人権啓発協会
「HYOGO人権啓発動画コンテスト」係
☎ 078-242-5355

わたしたちも “人権文化をすすめる県民運動”を応援しています！

阪神甲子園球場においての人権啓発活動

● 人権啓発ビデオの放送
(バックスクリーン液晶ビジョン)
人権啓発デジタルコンテンツ
「SNSでの情報の拡散による誹謗中傷」
(法務省制作)

● 2023年タイガース青少年クリアファイルの配布

谷 五郎の 笑って暮らそう

ラジオ ON AIR

ラジオ関西「谷五郎の笑って暮らそう」(毎週火曜日10:00～13:00)の12:30頃から、「ハートフル・フィーリング」のコーナーで「きずな」の記事の紹介や寄稿者へのインタビュー等を発信しています。

HALF TIME

今号の記事に関連した人権クエスチョンを表紙で取り上げています。

一人ひとりが輝きつながりあえる、住みよい“まちづくり”に向けた取り組みのきっかけとなる「きずな」をめざしています。表紙には夏のお出かけにぴったりの小野市のひまわりの丘公園と宍粟市の音水湖を取り上げました。

誹謗中傷など、インターネット上の人権侵害に関心を持つ人の割合が過去最高となる約53%※となり、匿名・実名を問わず、SNSなどにおける発言の責任を大きく感じる人が増えています。今号ではSNSとの付き合い方や注意すべき点、部落差別などについて一緒に考えてみましょう。

※出典:内閣府「人権擁護に関する世論調査(令和4年度)」

「きずな」は、当協会ホームページからもご覧になれます。
兵庫県人権啓発協会

兵庫県・(公財)兵庫県人権啓発協会 〒650-0003 神戸市中央区山本通4-22-15 県立のじぎく会館内
TEL 078(242)5355 FAX 078(242)5360 info@hyogo-jinken.or.jp

2023(令和5)年7・8月発行